

船舶インシデント調査報告書

平成29年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成28年8月20日 06時00分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港 酒田港南防波堤灯台から真方位100° 570m付近 （概位 北緯38° 56.9′ 東経139° 48.0′）
インシデントの概要	プレジャーボートセリーヌは、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年11月24日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート セリーヌ、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	211-11166山形、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、航行中、ふだんよりも主機の回転数を上げたところ、主機が停止したので、118番通報をし、来援した巡視艇によりえい航されて酒田港大浜ふ頭に着岸した。 本船は、着岸後、機関修理業者が点検したところ、燃料油供給ポンプの吸入側にある空気抜き装置のパッキンが劣化して気密性が低下し、空気を吸い込んでいたことが判明した。
分析	本船は、航行中、燃料油供給ポンプの吸入側にある空気抜き装置のパッキンが劣化していたことから、主機の回転数を上げた際、同パッキン部から空気を吸い込み、同ポンプの吐出側の配管内に空気が溜まって主機への燃料油の供給が途絶し、主機の運転ができなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、燃料油供給ポンプの吸入側にある空気抜き装置のパッキンが劣化していたため、主機の回転数を上げた際、同パッキン部から空気を吸い込み、同ポンプの吐出側の配管内に空気が溜まって主機への燃料油の供給が途絶し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・パッキン等は、劣化して気密性の保持が困難になる前に交換することが望ましい。